**事業者に対する施工業者の選定等についてのお知らせ例**

**太陽光発電事業を計画されている事業者の皆様へ～お知らせ～**

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　○○市町村○○課○○係

（TEL：○○○○○○○）

**○建設業の許可を受けている施工業者に発注しましょう。**

野立ての太陽光発電設備の設置について、施工業者と500万円以上の請負契約を締結する場合には、施工業者が電気工事業の建設業許可を受けている必要があります。 (建設業法第3条第1項) ※発電事業者が施工する場合でも、工事の一部について他の業者に500万円以上の金額で請負わせる場合には、請け負う業者は工事内容により必要となる業種の建設業許可を受けている必要があります。

　また施工業者が元請となり、工事の一部について下請と請負契約を締結する際には、下請けとの請負契約の合計金額が3,000万円以上となる場合には、元請となる施工業者は電気工事業の特定建設業許可を受けている必要があり、1件の請負契約の金額が500万円以上となる場合には、下請けとなる業者も工事の内容により必要となる業種の建設業許可を受けている必要があります。

**○フェンスなどの立ち入り防止措置を行いましょう。**

50kW以上の太陽光発電所を建設する場合は、電気機械器具や母線等が危険である旨を表示するとともに、容易に構内に立ち入るおそれがないよう、周囲にフェンスを設置するなど適切な措置を講じることが必要です。（電気設備に関する技術基準を定める省令第23条）

**○モジュールを支える支持物の強度を確保しましょう。**

太陽電池モジュールの支持物は、日本工業規格JIS C 8955(2004)「太陽電池アレイ用支持物設計基準」に規定される強度を有し、規格に基づいた施工を行う必要があります。(電気設備の技術基準の解釈第46 条第2 項7及び同第200 条第2 項第２号8)

**○電気事業法を遵守し、必要な手続きや措置を行いましょう。**

　・電気事業法における工事着工前の手続一覧

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 区　分 | 一般用電気工作物 | 事業用電気工作物 | |
| 出　力 | ～５０kW 未満 | ５０～２０００kW 未満 | ２０００kW 以上 |
| 電気主任技術者を選任し、届出 | 不要 | 要（緩和条件あり） | 要 |
| 保安規程の届出 | 不要 | 要 | 要 |
| 工事計画の届出 | 不要 | 不要 | 要 |

**○設備の施工や保守に関してはガイドラインがありますので、ご紹介します。**

|  |
| --- |
| 「１０ｋＷ以上の一般用電気工作物太陽光発電システムの基礎･架台の設計･施工のチェックリストと留意点」　　　　　　　　　2015年5月　一般社団法人太陽光発電協会作成 |

設計や施工に際してのチェック項目及び内容等を整理した業界自主資料。

URL：<http://www.jpea.gr.jp/pdf/150529_JPEA_checklist.pdf>

|  |
| --- |
| 「太陽光発電システム保守点検ガイドライン【10ｋＷ以上の一般用電気工作物】」　　　　　　　　2014年5月　一般社団法人太陽光発電協会作成 |

保守点検の指針を示すことにより設置者の安心、安全、保安の確保を図るための業界自主ガイドライン

URL：<http://www.jpea.gr.jp/pdf/upper10kw.pdf>

**○その他事業の場所、規模、設備、工法等により、法令や条例等で手続き等が必要となる場合があります。別添の資料をご活用ください。**

※資料５（５）「関係法令・条例の窓口（国、県、市町村）」を添付

　なお、当市町村において必要となる手続きは以下(別添)のとおりです。

　※市町村の条例において必要な手続きを記載(別添として添付)